



教育目標「学ぶ心 自主の心 思いやりの心」

校訓「勤労 自主 誠実」

学校だより

5月号

令和6年5月21日

八王子市立元八王子中学校

校長 山口 徹

ホームページ

<http://hachioji-school.ed.jp/mthtj/>

## 「自主の心」

校長 山口 徹

日ごとに校庭の木々の緑も色鮮やかとなり、自然の生命力の力強さを感じるとともに目を山に向けるとより一層自然の力強さを感じ、この環境の中で生徒たちが伸び伸びと学習や学校行事、部活動に励む姿を見て、生徒たちはいい環境に恵まれているなど感じました。また、4月末からの連休も終り、生活リズムが乱れ心身ともに不安定になり不登校になりがちな時期でしたが、本校では多くの生徒が連休明けも元気に登校し、勉学に励んでいる姿を見てると保護者の協力が大きいなど感じました。ありがとうございました。今後も生徒が、よりよく成長していくためにも学校と家庭との協力体制を大切にしていきたいと思えます。

さて、5月10日は、開校記念日でした。先日の全校朝礼で、生徒たちに次の様な話をしました。

昭和22年に元八王子村に元八王子村立元八王子中学校として開校し、今年で創立77周年。開校当時は、1年生3学級、2年生2学級、3年生1学級の全校生徒200名。昭和30年に元八王子村が八王子市に合併したことで、八王子市立元八王子中学校と現在の学校名に変更。校章は、昭和24年に一般公募から選ばれ、校章に描かれている蝶は、男女共学の『友愛』と『平和』を表現している。校歌は、昭和32年に作られ、校歌の由来は記録が残っていないので正確なことはわからないが、残っている資料等から作詞を依頼された方が学校周辺を散策し、当時の様子や元八王子中の教育方針を歌詞に入れたと言われている。学校の歴史を紐解いていくと、地域の子どもたちを地域のみinnで育てていこうという気持ちが込められている。また、卒業生もより良い学校にいくために、学校行事をはじめ委員会や部活動などに一生懸命に取り組んできた。この様に多くの地域の人々に支えられ、生徒たちが学校に誇りと愛校心をもって学校生活を送ってきたことで、現在の元八王子中学校がある。中学校までは義務教育であるが、中学校を卒業したら自ら自分の進路を決めて人生を歩んでいく。そのためには、自制心とやり抜く力をもって、中学校生活で身に付けなければいけない力は何か？安全で安心して学校生活を送るために、生徒一人一人がやるべきことは何か？生徒が自ら考え、行動することで、生徒一人一人が成長し、より良い学校になっていく。自分たちの学校は、自分たちで作っていく気持ちをもって一日一日を大切に学校生活を過ごしていくこと。また、これからも地域の方々に応援してもらえるように、積極的に地域の行事に参加し中学生の元気な力を発揮していくことが大切であることを話しました。

一昨年度より、本校では衣替えの時期を生徒の判断に任せています。学校で一律に設定しない理由は、昨今の気候の変動が激しく、暑い日に上着を着ることや寒いと感じる日に上着を着ないことは、生徒の健康を損なうこともあります。また、生徒の『自分で判断できる力』を身に付けさせる目的もあります。これからは、熱中症にも気を付けなければいけない時期でもあります。学校でも生徒たちには、健康面や学校生活に相応しい服装について、話をしていきますが、ご家庭でも生徒と話をしていただき自分で判断できる力を身に付けさせていきたいと思えます。

今年度から1年生の1学期の中間考査を廃止しました。お知らせでも廃止した理由をお伝えしましたが、入学して約1か月で、中学校としての学びとしての内容がわずかであることから学習内容の定着度を図ることが難しいと判断いたしました。通知表での評価・評定は、定期テストのみならず授業中に行う小テストや授業での思考や発表などを通して、総合的に判断して行っていきます。生徒には、これからも授業を大切に取り組むよう指導をしていきます。

## 令和6年度 生活指導部方針

生徒指導は、担任・生活指導部のみが行うのではなく、全教職員が一致団結して実践するものとします。生活指導部は、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるために、その連絡調整に当たります。

### 共通理解・共通実践

生徒指導をスムーズに行うため全教職員が基本方針や基本姿勢の共通理解と共通実践をおこなう。

#### 連携・協力

生徒指導は生徒の細かい状況や現状を把握している学級担任が中心に行うが、学級担任は学年主任と協力し、学年会を経て指導の方針をたて、学年全体が役割を分担し指導の実践にあたる。指導する際は、複数の教員で対応する。

☆学年間の情報交換を密におこない連携を図るため、以下のことを徹底する。

#### 「報告・連絡・相談」の徹底

- ① 毎週生活指導部会を開き、生徒の状況や生徒指導に関わる活動の起案や調整を行う。
- ② 指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
- ③ 教員・学年ごとに指導が異なることがないよう指導の共通性、一貫性をもたせる。
- ④ 適宜、臨時運営委員会、臨時職員会、臨時生活指導部会を開き、協力の要請や連携を図る。

### 基本姿勢

- ① 職員の共通理解と共通実践を図る。
- ② 生徒理解を深める工夫・努力をする。寄り添う指導を行う。
- ③ 生徒との信頼関係を深める。
- ④ 保護者との信頼関係を深める。
- ⑤ 地域との連携を深める。

### 初期対応・初期指導

生徒の小さな変化、小さな行動でも見逃さず、情報収集につとめ、初期対応・指導を行う。

#### 主な指導項目

##### (1) 授業の確立

##### (2) 「生活目標」の指導

##### (3) 基本的生活習慣の確立

- ① 時間を守らせる指導
- ② 身なりの指導
- ③ TPOに応じた言葉づかいや礼儀の指導
- ④ 盗難防止の指導
- ⑤ 不要物の指導
- ⑥ 公共物に関する指導
- ⑦ 給食・食育の指導から

#### 主な指導項目の具体的な取り組み

- 見逃さない指導
- その場でやり遂げる指導
- 継続的な指導
- 生徒の人権を尊重し、暴言、体罰等、不適切な行為は行わない指導

##### (1) 授業の確立

生活指導の基本は授業である。

「わかる授業」「学ぶ楽しさを感じる授業」を目指す。

授業態度への指導の共通実践(授業前後の挨拶、私語、内職など)

学年・担任への報告、相談。

## (2) 「生活目標」の指導

1か月単位でテーマを設定し、全校、学年、学年、委員会などが協力し意識高揚や習慣化を図る。

4月	元気よく挨拶をしよう。(挨拶) 楽しく食事(給食)をしよう。(食育)
5月	時間を大切にしよう。(時間)
6月	美しい・正しい言葉のつかえる人になろう。(言葉使い)
7月	身なりを整えよう。(身なり)
8月	家の手伝いや地域のボランティア活動をしよう。(親子の会話、ボランティア)
9月	生活のリズムを整えよう。(授業、時間、健康)
10月	人の話を素直な心で受けとめよう。(聞く、話す、考える)
11月	さわやかに挨拶をしよう。(挨拶)
12月	物を大切にしよう。(管理能力、取り扱い、整理整頓)
1月	1人はみんなのために。みんなは1人のために。(授業、時間)
2月	きれいな校舎、きれいな心を育もう。(美化、奉仕)
3月	ありがとう。素直に言える人になろう。(挨拶、感謝)

## (3) 基本的生活習慣の確立

### ① 身なりの指導

- ・ 標準服の正しい着用 ・ 外履と上履きの区別 ・ かかとを踏まない
- ・ 身なりを整える(頭髪、化粧など)

### ② TPOに応じた言葉づかいや礼儀の指導

- ・ 基本的なあいさつや礼儀の指導
- ・ 「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございました」「いただきます」「ごちそうさま」「失礼します」「こんにちは」
- ・ TPOにあった言葉遣い、礼儀の指導
- ・ 来訪者や目上の人への挨拶指導

### ③ 時間を守らせる指導

- ・ チャイム前着席の厳守 ・ 集合時間の厳守 ・ 登校時間の厳守

### ④ 盗難防止の指導

- ・ 貴重品を持参しない ・ 他人のものを無断で借りない ・ 持ち物に記名をする
- ・ 他の教室に入らない

### ⑤ 不要物の指導

- ・ アメガム、携帯電話など不要物の持ち込みについての指導を日常的に行う。

### ⑥ 公共物に関する指導

- ・ 公共物を大切に作る心を育てる(落書き、破損、紛失など)
- ・ 破損箇所はすぐに修繕する

## 令和6年度生活指導重点項目

○あいさつ      ○正しい言葉づかい

○チャイム前着席(時間)      ○生徒会活動

# 令和6年度 八王子市立元八王子中学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針 「しない させない ゆるさない」

すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない ゆるさない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめをしている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

## 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ防止対策を徹底するため、教員がチェックリストを活用し、学期に一度再確認する。
- (2) 学校評価アンケートの生徒、保護者、地域用にいじめ防止に向けた取り組みに関わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (3) 4月の学校だより、ホームページを活用して、いじめ防止に向けた、学校いじめ防止基本方針を生徒、保護者、関係諸機関に周知する。また、定期的な情報交換を行い、日常的な連携を強める。
- (4) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らいじめ防止の活動ができる集団づくりに努める。
- (5) 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、外部機関との連携、家庭への協力を求める。また、SNS元八王子中ルールを周知徹底する。
- (6) 年間3回以上、道徳の時間や特別活動の時間を通して、規範意識を深め、集団のあり方等について考えさせる。
- (7) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (8) 2学期に教育相談月間を設け、生徒と教師の二者面談を行う。
- (9) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (10) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (11) 教員研修(年3回)の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (12) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、家庭・地域・学校が連携し実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動に目を向ける。
- (2) 年3回、定期的にいじめに関するアンケートをとり、いじめの疑いのあるものも含め、対応する。
- (3) 保護者と情報を共有し、地域と日常的に連携する。子ども見守りシートを4月に全校生徒に配布し、生徒の変化について保護者と共有し対応する。

## 4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。

- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをする生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 教職員の共通理解、保護者や地域の協力、警察や児童相談所をはじめ関係諸機関と連携して生徒の問題解決を図る。

## 5 学校いじめ対策委員会の設置

校内組織の中に「学校いじめ対策委員会」を設ける。

- (1) 毎週水曜日の2校時に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有と対策を協議する。また、毎週水曜日の6校時には、全教員で「学校いじめ対策委員会」の情報を共有する。その時間に開催できない場合は、週内で実施する。また、臨時で委員会を開催する場合がある。
- (2) 構成メンバーは、管理職、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー(SSW)も出席する。
- (3) 協議された内容は、全教職員へ報告を行うとともに、当該学年だけでなく、全校体制で対応を速やかに行う。議事録は、委員会で毎回確認し、校長室に保管する。議事内容は、教育委員会とも情報を共有し、議事録を送付する。
- (4) 学校いじめ対策委員会の年間計画を作成し、計画的・組織的に対応する。
- (5) 学校いじめ対策委員会を中心に、学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 6 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

## 7 地域・関係機関との連携

- (1) 学校サポートチーム(学校運営協議会委員)を活用(報告、相談)して、問題行動等の未然防止、早期解決につなげる。

### 令和6年度 八王子市立元八王子中学校 部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>八王子市教育委員会の「市立学校に係る部活動の方針」に基づき、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて最適に実施させることを目指す。</p> <p>○部活動を通して、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化活動等を楽しむことで、生涯にわたってスポーツ、文化および科学等に親しむ能力や態度の育成を図る。</p> <p>○部活動が学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環と捉え、学校と地域が連携し、部活動の継続的・安定的な充実を図る。</p> <p>○部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。</p> <p>○生徒の心身の健康管理、事故防止(熱中症等)、体罰やハラスメントなどの根絶を徹底する。</p>
---------------------	--

適切な休養日等の設定方針	<p>八王子市教育委員会「市立学校に係る部活動の方針」に則り、過度な練習により生徒の心身の健康を害することがないように、週あたりの休養日、長期休養日、1日の活動時間を以下のように設定する、</p> <p>【週あたりの休養日】</p> <p>○学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会等によりこの通りに休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を設ける。)</p> <p>【長期休業中の休養日】</p> <p>○長期休業中については、週あたりの休養日に準ずる。長期休業中に長期の休養をまとめて取る場合は、7日以上休養日を確保する。</p> <p>【1日の活動時間】</p> <p>○1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では、2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とする。運用として、前後に準備、後片付け等の時間設定ができる。</p>
設置している運動部活動名	<p>○野球      ○サッカー      ○バレーボール      ○バドミントン</p> <p>○卓球      ○バスケットボール      ○陸上競技</p>
設置している文化部活動名	<p>○吹奏楽      ○美術      ○英会話      ○科学      ○文化総合</p>

八王子市教育委員会より案内がきましたので、お知らせいたします。

### 不登校をテーマとした保護者サロンと説明会の開催について

教育委員会では、不登校の子どもたちを支援するために、保護者対象の講演会と、「高尾山学園」の指導内容やスタッフ、申込みのシステム等の「説明会」を開催致します。「保護者サロン」では講演会の中で小グループに分かれ、参加者の皆さん同士で日頃感じている思いや悩みを語り合う時間を予定しています。

	保護者サロン	不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会
1.対象	市内在住で小・中学生の保護者	市内在住で小・中学生の保護者
2.日時	6月26日(水) 午後2時から午後4時30分	7月5日(金) 午後6時から午後7時30分
3.会場	教育センター 大会議室	八王子市立高尾山学園
4.内容	<p>・講演『「不登校」は子どもたちからのSOS!?!』</p> <p>～「受容」という視点から～</p> <p>講師：教育指導課心理相談員</p>	<p>・高尾山学園・適応指導教室「やまゆり」概要説明</p> <p>・高尾山学園施設見学</p> <p>・施設の利用に関する相談</p> <p>※ 施設見学と利用に関する相談は希望者のみ</p>
5.定員	60名(先着順)	定員なし

申込み・問い合わせは、ともに

高尾山学園内 教育指導課登校支援担当(電話:663-3216)へお電話で  
6月3日(月)8時30分から受け付けを開始します。